

## シンポジウムのご案内

19世紀学学会・19世紀学研究所

国際シンポジウム

『法典化の19世紀 — (ポスト)コロニアル・パースペクティヴ』

The Codification in the 19<sup>th</sup> Century - Comparative Perspectives from  
(Post-)Colonial Experiences -

日時 2012年2月4日(土) 10時～16時半

会場 新潟大学総合脳機能研究センター6階セミナーホール [www.bri.niigata-u.ac.jp/](http://www.bri.niigata-u.ac.jp/)

951-8585 新潟市中央区旭町通 1-757 新潟大学 脳研究所 統合脳機能研究センター

10:00-10:30

開会の辞

趣旨説明：松本英実（新潟大学 実務法学研究科教授）

I. 南アフリカの場合

10:30-11:30

レーナ・ファン・デン・ベルク（南アフリカ大学 UNISA 法学部教授）

堀内隆行（新潟大学 教育学部准教授）

II. ブラジルの場合

11:30-12:30

二宮正人（サン・パウロ大学法学部教授・東京大学客員教授）

佐藤明夫（新潟大学名誉教授）

昼食

12:30-14:00

III. 日本の場合

14:00-15:00

岡孝（学習院大学 法学部教授）

中村哲也（新潟大学 現代社会文化研究科教授）

ディスカッション

15:15-16:30

司会：葛西康德（東京大学 文学部教授）

問合せ先：[emimatsu@jura.niigata-u.ac.jp](mailto:emimatsu@jura.niigata-u.ac.jp);

Tel/fax：025-262-6490（松本）

## シンポジウム趣旨

本シンポジウムは、南アフリカ大学とサンパウロ大学からお一人ずつ研究者をお招きし、「法典化」をテーマとして、南アフリカ、ブラジル、日本の比較を試みるものです。新潟大学超域研究機構プロジェクト「19世紀学の視点から見た『比較』—人文社会科学の方法再検討」の一環をなす本シンポジウムは、以下の二点をその目的とします。

第一に、「法典化」を通じた近代法(学)の再考です。法の世界では19世紀はフランス民法典(1804)に始まりドイツ民法典(1900)に終わる「法典化」の世紀であり、このような近代法典の成立こそヨーロッパ大陸法の最も顕著な特徴であり、ヨーロッパ大陸法(それをモデルとした日本法も含めて)と英米法(コモン・ロー)との決定的な違いであるとされて来ました。しかし、南アフリカは法典化をせずに現在もローマ法を使い続ける国として存在し、上記の理解を大きく揺るがします。フランスの影響を受けたと思われるがちなブラジルも民法については19世紀に法典化を行っていません(20世紀に入ってからドイツ・モデルによって法典化)。果たして、ブラジルは法典国である、といった理解で済ますことは妥当でしょうか。また、南アフリカを理解するためには、このような法的文脈を把握する必要があるのではないでしょうか。しかし、このような重要な点を、日本ではおよそ研究対象としてこなかったように思われます。シンポジウムでは、「法典化をしないこと」に注目して「法典化」の問題を考えたいと思います。(翻って、「日本は法典国」なののでしょうか?日本も明治初頭から30年間、法典なしで裁判を行ってきました。)

第二に、法学に限らず、より広く従来日本の学問が行ってきた「比較」という方法を根本から問い直す、という意図があります。法学の世界では、従来の比較研究の対象はもっぱら独仏英米といった先進国、(日本が近代法を導入した際の)継受母国に設定されて来ました。他方、欧米中心批判を推進力とするポスト・コロニアル研究の潮流を受けて、アジア諸地域を対象とした研究が近年進展していますが、そこでの主たる関心は日本法の植民地(台湾、韓国・朝鮮、満州)における展開に対するものであり、また(見ようによってはその現代版である)法整備支援論(発展途上国は日本の近代化・近代法から学ぶところがあるはず、と主張)に向けられています。両者に共通しているのは、(旧)植民地と日本を同じ平面において比較を試みようという発想の欠如です。ヨーロッパ法を継受した者同士として、(旧)植民地こそ比較対象として重要であると考えられるにも拘わらず、従来堅持されてきた比較研究のこの特性は、果たして法学に限られることなののでしょうか。われわれがこれまで行ってきた比較の目的は、方法はどのようなものなのか、根本から問い直す必要があるのではないでしょうか。

このような意味で、本シンポジウムは19世紀学研究の一環として位置づけられます。というのも、「比較」は19世紀に築かれた学問に不可欠とされた方法であり、今日に至る日本の学問におけるその重要性は言うまでもありません。日本における比較研究において、ここでも植民地は決定的意味を持ちます。1945年以前、西洋と日本の相互交流(競争)が、植民地獲得においてみられ、優劣と取捨選択を伴う比較が存在しました。しかし、1945年以降は、かかる比較は消失し、歴史的比較(発展史観)か各国パラレル比較(national compartmentalization)は、取捨選択を伴わない、共存共栄の平和な比較論としての性格を強めました。同時に、比較論は実践性を失うとともに、学問方法としての活力も皮肉なことに失われたのではないかと。今後、比較学が方法論として意義を復権できるか否か、この検証のために、比較の目的と方法を根本から問い直す必要があるのではないでしょうか。もし比較学の意義が復権できないとしたら、19世紀の学問の成果のみに依存した日本の人文社会科学は、グローバル化の中で最初に消失するかもしれない、このような問題意識を上記超域プロジェクトと本シンポジウムは出発点としています。

このように、本シンポジウムの問題関心は法学に限らず、より広い分野にわたるものです。幅広い、異なる領域の専門家、学生、そして一般の方々のご参加をお願いする次第です。